



会報 ふくしま

No.88
R6.8.19発行



「飯坂のけんか祭り」(撮影／福島支部 鈴木 敦)

CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 法務局長あいさつ
- 3 政治連盟会長あいさつ
- 4 公嘱協会理事長あいさつ
- 5 顧問弁護士あいさつ
- 6 会務報告
- 7 支部だより
- 8 隨 筆
- 9 新人調査士紹介
- 10 インフォメーション
- 11 ミニコーナー
- 12 編集後記

会員のみなさまへ

暑中お見舞い
申し上げます！



広報キャラクター 地誠くん



ごあいさつ

会長 土井 将照

皆様こんにちは。日頃より本会の会務運営に対し、ご理解とご協力を頂いておりますことに心より感謝申し上げます。また、本年5月28日に開催された令和6年度第69回定時総会におきましては、会費値上げをはじめとする重要事項について、慎重審議のうえ執行部提案に対しご理解を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。総会でも申し上げましたが、皆様からの大変な会費でございますので、今後の会務運営に当たりましては、正しく活きた資金として活用させて頂きたいと存じます。

さて、昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が、2類相当から5類へと引き下げられたことから、社会経済活動が活発となり、私たちを取り巻く業務環境にも明るい兆しが見えたよう感じられた最中、この夏、再び新型コロナウイルス感染症が拡大し始めてきました。皆様におかれましても充分注意しながら、業務に当たって頂きたいと存じます。

私ごとでございますが、昨年当会を担当会として開催された「日調連親睦ゴルフ大会」に参加するため、それまでゴルフをしたことがなかった私が、可能な限りの練習を重ね当日を迎えて以来、様々な方々からゴルフのお誘いを頂きました。お陰様を持ちまして、それまで私の人生に存在しなかった「ゴルフの楽しみ」というものを実感させて頂いております。ゴルフコースデビューから約1年が経過し、スコアも当初は170点だったところ何とか130点を切ることができ、もっと頑張ってみようという気持ちが湧いてきております。

何事も経験しなければ分からないと申しますが、私にとってこの年齢でゴルフを始めるとは思ってもみなかつたので、自分自身大変驚いております。改めて、今までやったことの無い事に対する向き合い方、気の持ちようで何事も楽しいことに出来るのだなと感じているところです。新しい楽しみが増えていけば、その分、人生も豊かで楽しいと感じることが増えるのだろうとワクワクするようになりました。会員の皆様におかれましても、ワクワクドキドキの豊かな土地家屋調査士ライフを過ごされますよう御祈念申し上げたいと存じます。

まだまだ暑い日が続きます、くれぐれも体調管理にお気を付け下さい。



着任のご挨拶

福島地方法務局長 小松淳也

本年4月1日付けで青森地方法務局から着任しました小松と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

福島県土地家屋調査士会、そして会員の皆様方には、平素から表示に関する登記、筆界特定制度、表題部所有者不明土地解消作業などを始め、当局の各種業務につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生から13年が経過しましたが、近年、自然災害が大規模化しており、東北・福島県内においても、豪雨災害が地域に大きな被害をもたらすなどしています。貴会及び会員の皆様方におかれましては、これら災害からの復旧・復興に係る公共事業にも尽力されるなど、福島の復興に大きな役割を果たしているものと認識しております。当局としましても、災害復旧・復興に寄与するべく、関連する登記業務や地図作成事業など所管業務を通じて、地域住民の方々のため、引き続き皆様方とともに、法務行政の面から支援していきたいと考えております。

さて、せっかくの機会ですので、当局の重要課題について触れさせていただきます。

始めに、所有者不明土地問題の解消についてです。法務省・法務局では、これまで、法定相続情報証明制度や自筆証書遺言書保管制度、そして相続土地国庫帰属制度などを創設・運用し、高齢化社会の進展に伴って社会経済情勢が変化する中、相続をめぐる紛争を防止し、相続手続きの円滑化や相続登記の促進に資する取組を進めてまいりました。加えて、本年4月1日からは、相続登記の申請義務化が施行され、今後は、住所等変更登記の申請についても義務化が予定されています。これら所有者不明土地対策の取組については、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2024」においても、「相続登記の申請義務化の周知・相談体制強化や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。」と明記され、不動産登記制度がその機能を十分に発揮し、我が国の経済社会において必要不可欠な社会的インフラとして存在し続けるために、所有者不明土地問題は政府全体として取り組むべき重要な課題に位置付けられています。当局においても、引き続き、これら施策の周知・広報と円滑な運用を行うとともに、本年度内に時期地図整備計画の策定が見込まれる法務局地図作成事業にもしっかりと取り組んでまいります。

また、表題部所有者不明土地解消作業については、前年度まで、本局の筆界特定室を中心に実施してまいりましたが、今年度から各支局・出張所においても本作業を実施することとしました。現在、所有者等探索委員として、多くの会員の皆様方に御協力いただいているところであります。円滑な作業の推進に皆様方の専門的知見が不可欠ですので、今後とも、一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。制度発足以来、全国的に見ると制度創設前の裁判所における筆界確定訴訟の新受件数を大きく上回る申請がなされており、裁判によることなく筆界をめぐる紛争を早期に解決する手段として、国民の間に広く浸透してきていると感じています。当局における申請件数は増加傾向にありますが、地方公共団体による筆界特定の申請が可能とされたことからも、今後、これまで以上の申請件数の増加が想定されるところです。筆界特定制度を円滑に遂行していくため、今後も、引き続き会員の皆様方の御協力をお願いいたします。

当局では、これらの取組を始めとした重要施策や所管業務を着実に遂行しつつ、新たな行政需要にも的確に対応し、国民の皆様の期待に応えるべく、引き続き努力してまいります。

終わりに、今後も土地家屋調査士制度が、国民の生活基盤を支え、社会経済活動においても重要な役割を果たすものとして、なお一層、国民からの大きな信頼と期待を集め発展されますことを御祈念申し上げますとともに、福島県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝・御活躍を御祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 橋本 豊彦

日頃、本政治連盟の活動にご理解とご支援を頂いておりますことに感謝申し上げます。

全調政連は「土地家屋調査士制度の充実発展、土地家屋調査士の社会的・経済的地位の向上の実現」を掲げ、優先的に調査士業務の掘り起こしと報酬額の安定を図り、これを支える調政連会員の増強を運動方針としています。

主な活動として、国土交通省の「狭あい道路対策に関するガイドライン」に基づき、狭あい道路についての関心を加速させるため、昨年の神戸に引き続き、今年は千葉にてシンポジウムを開催して土地家屋調査士の有する知見を活用するよう社会にアピールしていきます。

さらに、低入札価格是正による社会的評価と報酬額の安定をめざして、昨年の関東地方整備局に引き続き、今年4月から近畿地方整備局でも実施された「品確法に基づく最低価格設定」を他の地方整備局でも実施されるよう取組んでいきます。

また、「境界の専門家は土地家屋調査士である」ことを強くアピールするため、調査士法64条・規則29条改正については、来年早々には会員皆様に良い報告ができる状況になりました。



次に、本政治連盟の活動として、3月14日(木)衆議院第二議員会館に立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の金子恵美衆議院議員（福島1区）を表敬訪問し懇談しました。

元日に発生した能登半島で甚大な被害を受けた石川県の奥能登4市町村では地籍調査の進捗率は10%未満であることから、今後の復興事業の遅れに繋がる恐れがあるとの新聞報道を例に挙げ、登記所備付地図の基となる法務局が取り組んでいる地図作成作業と地籍調査事業の推進は13年前の東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、速やかに復旧・復興ができる体制を備えることであり事前復興に繋がるとの意見交換をしました。



ところで、政治連盟は一人ひとりからの会費が活動資金です。筆界の専門家たる「現場の声」「組織としての力」を政治の場に届けるためにも、是非ともご入会の程よろしくお願ひいたします。（全調政連のホームページ「入会のすすめ」からご入会手続きをお願いします。）



ご挨拶

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 竹内 博幸

「地球沸騰」との表現が決して大げさな誇張では無いように感じられる、厳しい炎天が続く毎日です。会員の皆様におかれましては、この酷暑に立ち向かい業務に益々精励されておられる事と拝察申し上げます。

公嘱協会が現在受託しております登記所備付地図作成事業（何やら今年度より作業では無く事業と名称が変更となりました）は、令和5年度事業の郡山市中町ほか地区・いわき市小名浜諏訪町ほか地区と、今年度入札に付された、福島市腰浜町ほか地区・いわき市勿来町窪田御前崎ほか地区の4地区の地図作成であります。今年度受託事業は未だ作業体制の組閣も完了しておらず、実際の作業開始はこれから的事ですが、令和5年度受託の2ヶ所においては、この炎天の下、今までに2年目の現場作業における立会い、境界点観測の真っ最中であります。作業に従事されておられる皆様には、くれぐれも御身をご自愛の上、無理のない作業を心掛けられます様お願い申し上げます。

私も微力ながら、いわき市小名浜の震災復興型地図作成事業の一端を担わせて頂いておりますが、昼食に何度も通う内にすっかりなじみになった、小名浜のとあるラーメン店の店主が、「いわき市で37℃ですよ～！ここで店を構えてだいぶ経ちますが、こんなに暑いのは初めてですよ～！」と店のドアも窓も開け放ち、扇風機3台を回しながら嘆いておられました。これまで小名浜の海から吹き寄せる乾いた風に当れば、十分に涼を取っていた夏だったので、厨房で火を使うご自身の熱中症の予防と、食事の際には一服の涼も求めて来店する顧客を失わないために、来年からはエアコンを設置しましょうか。マスター。いわき市でも、そんな夏がこれからも続きそうです。

さて、暑さへの愚痴に終始してしまいましたが、伝え聞くところによると、近年国土交通省においては、有人航空レーザー測量やドローン測量による3次元データを、地籍調査測量に活用する研究が進められているとの事。そんな上空からの形状測量で、今我々が地べたを這って行っている、ブロック塀のそちら側か？こちら側か？はたまた真ん中か？の境界線の数センチメートルの攻防にどう対応できるの？と、先進技術を理解せず、現状変化を望まぬアナログ体質の私は懷疑が先に立ってしまうのですが、地籍調査での活用が実現すれば法務局の地図作成事業にも多大な影響が出る事でしょう。

思えば、現在ではごく当たり前の光波による測量技術や人工衛星を利用したGNSS測量の技術、機器の開発の歴史も、従前の技術や機器に頼ってきた人々にとっては、まさに革命的な画期的進歩と、驚嘆を持って迎えられた出来事だったのであります。（私がこの仕事に従事し始めた時には既にトータルステーションが普及しておりましたのでわかりませんが）10年後、20年後には、こんな炎天下の夏場に死ぬ思いで測量作業をする必要もなくなる時代がやってくるのかも知れません。先進技術に人間の労働が奪われる危惧も予感され、功罪相まみれる技術革新となるやもしれませんが、進歩の推移を見守りたいところです。

測量技術がどう変わろうとも、地図作成事業そのものは、この先何十年と続く事業に変わりは無い事でしょう。この事業を継続して遂行し、次の時代の土地家屋調査士へ継承していく事が公嘱協会に課せられた使命であると深く心に刻み、責務を果たしていく所存です。



保証制度についての法改正

顧問弁護士 吉 津 健 三

平成29年の民法改正（令和2年4月1日施行）に関連したことで、最近、受けた法律相談について書いてみたいと思います。

ご相談を受けた大家さんは、従前、不動産会社に仲介や管理等を依頼せず、自ら賃貸借契約書を作成するなどして建物を賃貸していました。上記の改正法施行後も、従前の様式の契約書でAさんと賃貸借契約を締結し、Aさんの親（Bさん）に連帯保証人になってもらいました。その賃貸借契約書には「連帯保証人は、賃借人が賃貸人に対し本件賃貸借契約に基づき負担する債務一切を保証する」（X）と記載されました。ところが、1年くらいした後、賃料の滞納が始まり、しばらくしてAさんの行方が分からなくなってしまいました。そこで、大家さんは、連帯保証人であるBさんに滞納賃料等の請求をしました。しかし、大家さんのもとに、Bさんの弁護士から、Bさんに支払う義務はないという手紙が届きました。大家さんは、Bさんに支払ってもらうのは当然のことと思っていましたので、非常に困惑され、相談にいらっしゃいました。

ところが、上記民法改正で「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする」（①）保証契約で「保証人が法人でないもの」（②）の保証人は「極度額を限度として責任を負う」、そして、その保証契約は「極度額を定めなければ、その効力を生じない」（③）という新たな規定が設けられていました（民法465条の2）。本件で、AさんのXの債務は①に該当し、Bさんは②に該当します。ところが、大家さんは、Bさんが負担すべき極度額を決めておらず、賃貸借契約書に極度額を書いていませんでした。つまり、③により保証契約（Xの条項）が効力を生じないということになってしまいます。Bさんの弁護士は（当然のことですが）法的に正しいことを通知していました。

大家さんは、専業で貸家業を営んでいた訳ではなかったので、上記法改正を知りませんでした。そのため、Bさんの弁護士が述べていることは法的に正しいという私の説明に愕然としていました。

本件は、大家さんが不動産会社を通していれば、おそらく、起こらなかったトラブルだと思います。他方で、世の中には、本件のように、不動産会社を通さずに個人で所有している建物を賃貸している方も大勢いらっしゃると思います。法律は公布されることによって、あまねく国民に周知されるという制度設計になっていますが、実際には本件の大家さんのように分からぬ方もいらっしゃいます。いずれにせよ、本件の大家さんには気の毒な結果となりました。

近時、人々の日常生活に関わる法改正がしばしばなされているように感じます。先日の当会の研修会のテーマもそのようなものでした。法改正は既存の法制度では対応しきれない社会の不都合を是正しようとするものですので、勿論、好ましいことですが、本件を通じて、法改正を現実的に周知していくことも非常に重要だと思った次第でした。

会 務 報 告

【研修部報告】

第69回定時総会報告

- 開催日時 令和6年5月29日(水)
午前10時30分～午後2時00分
- 開催場所 会津若松市白虎町201番地
「会津若松ワシントンホテル」
- 総会員数 243名
- 出席会員数 238名 (本人出席者116名、委任状出席者122名)
- 日程第1 議事録署名人の選任及び書記指名について
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第1号 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興支援活動について
- 日程第4 報告第2号 令和5年度事業報告
- 日程第5 報告第3号 福島県土地家屋調査士会「境界紛争解決支援センター ふくしま」規則の一部改正について
- 日程第6 報告第4号 福島県土地家屋調査士会「境界紛争解決支援センター ふくしま」手数料・報酬規程の一部改正について
- 日程第7 報告第5号 福島県土地家屋調査士会「境界紛争解決支援センター ふくしま」文書管理・秘密保持規程の一部改正について
- 日程第8 報告第6号 福島県土地家屋調査士会事故処理委員会の廃止について
- 日程第9 議案第1号 令和5年度一般会計収支決算の承認について
- 日程第10 議案第2号 令和5年度特別会計収支決算の承認について
- 日程第11 議案第3号 令和6年度事業計画(案)の承認について
- 日程第12 議案第4号 福島県土地家屋調査士会財務調整基金の繰り入れについて
- 日程第13 議案第5号 令和6年度一般会計収支

予算(案)の承認について

日程第14 議案第6号 令和6年度特別会計収支

予算(案)の承認について

日程第15 議案第7号 福島県土地家屋調査士会

会則の一部改正(案)について

* * * * *

第69回東北ブロック定時総会報告

ADRセンター長 渡邊聖志

出席者: 東北ブロック協議会理事 土井將照、

日調連理事 安部正伸、相談役 小野寺正教

代議員: 渡部宏一、田原浩之、澤田法明、渡邊聖志

オブザーバー: 細野智弘、齋藤忠次

1. 日時 令和6年7月12日(金)

午前11時30分～午後1時30分

令和6年7月13日(土)

午前9時00分～午前11時45分

2. 場所 〒990-0039

山形県山形市香澄町1丁目1番1号

「ホテルメトロポリタン山形」

3. 報告事項 令和5年度会務・事業報告

4. 議事

第1号議案 令和5年度収支決算報告承認の件

第2号議案 令和6年度事業計画案審議の件

第3号議案 令和6年度収支予算案審議の件

第4号議案 次期総会開催担当会決定承認の件

第5号議案 役員任期満了に伴う選任の件



5. 式典（仙台法務局長表彰）

受賞者 田原浩之 会員（福島支部）、齋藤忠次
会員（郡山支部）、根本大助 会員（い
わき支部）

私は、昨年の秋田で開催された定時総会に引き
続き、今年も参加しました。昨年と同様、代議員
として参加しました。会場に赴くと他会の見知った
顔が揃い、緊張せずに安心して定時総会に臨む
ことが出来ました。

定時総会開催に先立ち、物故会員への黙とう、
倫理綱領唱和、調査士の歌齊唱を行い、東北ブ
ロック協議会の小笠原副会長による開会の辞から
定時総会が始まりました。

東北ブロック協議会の松田会長の挨拶に続き、
開催会である山形会の代議員である山本理事が議
長として選出され、議事に当たり、議事録署名人
の選任と書記の指名がなされました。

報告事項として、執行部から令和5年度会務・
事業報告がなされ、議案審議に入りました。

議事は、第1号から第5号議案まで、大きな混
乱も無く、肅々と進められました。

第2号議案の令和6年度事業計画（案）審議の
件につき、岩手会の佐藤代議員から執行部に対
し、詳細な説明を求める場面もありましたが、執
行部からの説明により、佐藤代議員は納得された
ようでした。

その後、式典が開催され、仙台法務局長から、
受賞者に対し、表彰状が授与されました。当会か
らは田原財務部長、齋藤忠次会員、根本大助会員
が表彰されました。式典後、別会場にて懇親会が
開催されました。希少で貴重な美味しい日本酒が
振る舞われ、私の居る円卓の酒豪達はござって、



様々な日本酒を呑んでいました。お酒の銘柄に疎
い私は、地元食材をふんだんに使ったコース料理
に舌鼓を打ち、同じ円卓に居る他会の方々と歓談
し、情報交換や各会の裏話等で親睦を深めました。

懇親会の余興として、地元大学生による花笠音
頭が披露されました。地元山形の観光行事として
有名な、山形花笠まつりを翌月に控え、そのエネル
ギッシュな円舞姿に圧倒されました。また、途中から
は、趣向を変え、地元の著名人による、さ
ながらディナーシャーでした。参加者も加わる要
素もあり、斬新な進行に驚かされましたが、参加
者はご満悦のようでした。企画・準備された山形
会の方々は当日まで気苦労が絶えなかったのでは
ないかと感じました。懇親会終了後も、会場を街
中に二つ設け、二次会が企画されました。私が赴
いた二次会会場では、また違った盛り上がりがあ
り、各会や役職の垣根を超えて、より親睦が深めら
れたと感じました。二次会終了後も、三次会に流
れるグループ、地元で有名な焼肉店に行くグループ、
それぞれで山形の夜を楽しまれたようでした。

二日目は、午前9時から、有限会社桐栄サービ
スの取締役社長である森本英彦氏より、土地家屋
調査士賠償責任保険についての説明がありま
した。その中で、昨今の保険適用例として、各会と
一般会員間での折衝がほとんどである旨の裏話も
聞け、興味深い内容でした。

次に、「岡田連合会長と語ろう」と銘打った意
見交換会が行われました。会場の前方に、机をコ
の字型に設置し、東北六県の各会から2名ずつ、
岡田連合会長を挟むよう、着座しての進行でし
た。当会からは澤田代議員と私が招集されました。

他の代議員やオブザーバーは会場の後方で聴講





する形となりました。

交換された意見は多種多様でしたが、比較的若い方が招集されたため、AIに関するもの等、将来を見据えた内容もあり、中には、ADR認定調査士の活用策についてのものもありました。ADR認定取得率を上げるために、ADR認定を取得していない一般会員に向けて、ADRセンター業務の広報等が必要なのでは、との意見もあり、同様の問題に直面している当会の担当者としても同意見でした。

最後に招集者からの感想を発表する場面がありましたので、私からの要望として、次回の定時総会開催の際には、各会の各部門担当者同士での協議の場を設けていただきたい旨の発言をしました。折角、公式な場に、各会の役職を有する方が集まるので、情報の共有や交換、各会担当実務者同士による企画等も今後、会員減少が各方面に及ぼす影響を考えると、有用かもしれないと感じ、提案させていただきました。

次回の定時総会開催地は福島ですので、担当する方に置かれましては、大変かと思いますが、準備の程、よろしくお願ひいたします。

* * * * *

日本土地家屋調査士会連合会 第81回定時総会報告

広報部長 加藤 修吾

日本土地家屋調査士連合会第81回定時総会に広報部長として参加してきましたので報告します。

開会の言葉の後、岡田潤一郎会長の挨拶があ

り、その後に法務大臣表彰状授与、連合会長表彰状授与・感謝状贈呈の式典が行われ、来賓祝辞、来賓紹介と続きました。

一時休憩後に議長が選出され、議事録署名人指名、会務報告の後、議事に入りました。

議 事

第1号議案 (イ)令和5年度一般会計収入支出決算 報告承認の件

(ロ)令和5年度特別会計収入支出決算 報告承認の件

第2号議案 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩し並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（案）審議の件

第3号議案 令和6年度事業計画（案）審議の件

第4号議案 (イ)令和6年度一般会計収入支出予算（案）審議の件

(ロ)令和6年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

18日の議事に関してはスムーズに進み、17時に第3号議案の途中で一日目が終了しました。



総会にて質問中の土井会長



懇親会の様子

その後18時から立食形式の懇親会が行われました。普段テレビでしかお目にかかるない国会議員の方々が多数参加して挨拶を頂きながら、地元の国会議員の先生方と集合写真を撮ったりと大変思い出深い盛大な懇親会となりました。

19日の議事は第3号議案の途中から始まり、各議案に対しての質問・要望が事前に49件出ていましたので活発な質疑応答が繰り広げられ予定時刻の前に全日程が終了し閉会しました。

閉会の言葉の後、今年度に日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会が行われる徳島会からPRが行われ解散となりました。

今回オブザーバーとして参加させて頂きましたが、福島会・連合会と組織がそれぞれ役割を担いながら将来の土地家屋調査士のために働いていることを肌で感じることができました。今後も私自身微力ながら調査士制度の充実、発展に貢献できるよう努めていければと思います。

* * * * *

【広報部報告】

ラジオCMの実施について

今年度も本会広報の一貫として『ふくしまFM』にて福島県土地家屋調査士会のラジオCMを放送することとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様に置かれましては、ぜひご周知の程をお願い申し上げます。

『福島県土地家屋調査士会

ラジオCM (20秒)』

放送期間：令和6年8月1日(木)～令和7年1月31日(金)の6ヶ月間

※偶数月は月・水・金、奇数月は火・木・土の週3回

放送局：ふくしまFM（福島・郡山 81.8MHz、会津 82.8MHz、白河 79.8MHz、いわき・南相馬 78.6MHz）

テレビCMの実施について

福島会では、今年度の本会会務の一貫として、下記のとおりKFB福島放送にて福島県土地家屋調査士会の暑中見舞いCMを放映いたしましたので報告いたします。

福島県土地家屋調査士会15秒CM

期 間：令和6年8月3日(土)～8月16日(金)

回 数：13回（1日1回）

放送局：KFB福島放送（5ch）

全国一斉！表示登記無料相談会を開催しました

日時：令和6年7月27日(土)、28日(日) 10時～16時

会場：県内6箇所

27日(土) 郡山 郡山市総合福祉センター
3階会議室

28日(日) 福島 福島市市民会館 4階405号室

会津 謹教コミュニティセンター

会議室1

白河 白河市大沼行政センター
(サンフレッシュ白河)小会議室

いわき いわき市文化センター

中会議室1

相双 南相馬市民情報交流センター
小会議室

ご協力をいただきありがとうございました。



支 部 だ よ り

筆界の判読

会津支部 佐 藤 一 男

最近、土地の登記事件に携わると、やたらと筆界の特定に遭遇する。不在者問題が加速度的に増加している現状では、境界立会の事前調査も入念に、しかも筆界特定事件レベルまでハードルを上げる所業となっている。つまり、不在者地権者の探索に戸籍調査他、不在者の地元の聞き込み調査などなど、手間がかかる。一層の事、土地事件については、すべて筆界特定事件の申請に頼る、という発想すら抱きたくなる。

地図作成作業における調査士同士の議論も、筆界か、境界（=ここでは所有権境界とする）か、と白熱する。「所詮は地権者立会で決する筆界なら、何ら境界と変わらず」として、筆界も境界も一元的としてとらえた境界とみなしてしまう傾向もある。

しかしながら、境界は排他的支配権をベースに、所有者間で勝手に決められる、という最強の境界でもある。一方、筆界は私人間では勝手に決められない公法上の境界とされている。この両者の因果関係は、境界紛争が発生した場合に、争う訴訟物の審理請求をする際、必ず、筆界を特定し、当該筆界を基準に争う部分の境界を提示しなければならないなど、切っても切れない縁がある。

となると、我々調査士が土地を扱う場合、筆界の特定は欠かせないことになる。皮肉にも調査士法第1条で謳う筆界の専門家というお墨付きを得ている以上、覚悟を決めるしかない。問題なのは、筆界の特定そのものである。特に、地図に準ずる図面のいわゆる旧公図地域における筆界の特定は困難を極める。

空中写真測量の世界では、古くから写真判読という手法がある。極端に言えば、たった一枚の航空写真から、地形や地質などを解き明かす技術とされている。昭和43年の石原裕次郎主演の映画

「黒部の太陽」は、黒部第四ダムの大町トンネルの断層破碎帯を貫通するまでを感動的に描いた作だが、その破碎帯の発見に一役買ったのも、一枚の航空写真であった。しかも、それを判読したのは写真技師達であった事実に、目が潤んだ。

写真判読の定義は、故人である姫路獨協大学の西尾元充教授の著書「空中写真の世界」（中央公論社刊）に、「判読という仕事の内容を、別の言い方で表現すると、事件に関係のありそうなわずかな証拠を頼りに、推理と照合の積み重ねによって、段階的に考察の輪を縮めていき、最後に真犯人を暴きだす探偵遊びに似たところがある」と、記されている。

筆界の特定も、一枚の公図から筆界を読み取るという点では、写真判読の境地であろう。旧公図の筆界線をにらみ、その形や大きさを現地に復元しながら、推理し、占有物の状況、地形、相隣関係、などなど判読の連続である。ただ、筆界の判読には写真判読と違い、客観的事実の裏付けや探求も当然ながら、ここに法的な一考察を吟味、考察する必要がある。

そういう意味では、筆界の判読手法の活用のみならず、「筆界判読学」という体系的学問の創設も視野に入れた筆界の特定が急がれる。



* * * * *

土地家屋調査士になり感じたこと

福島支部 本 多 康 弘

令和5年4月に土地家屋調査士になり、1年数ヶ月とまだ期間は短いですが、感じたことなどを書きたいと思います。

1つ目は総会、研修会が定期的にあることです。福島県土地家屋調査士会、福島支部、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、青年土地家屋調査士会などがあります。私は、それ以外にも、日本土地家屋調査士連合会新人研修、特別研修（ADR）がありました。当初は総会、研修の多さに不安を感じていましたが、どれも大切な総会、研修であり、出席して良かったと思えるものばかりでした。また、総会、研修の後は懇親会がつきもので。元々お酒が好きなので懇親会は必ず参加します。このような集まりを通じて先輩調査士に顔や名前を覚えていただき、アドバイスを頂いております。総会、研修に参加することは本当に大事なことだと感じました。

2つ目は仲間意識が強いことです。先日、青年土地家屋調査士会東北交流会に初参加しました。遠方にもかかわらず、沢山の調査士が福島県に来て下さりとても驚きました。もちろん競技、懇親会ともに盛り上がり、調査士としての楽しみがまた一つ増えました。調査士の歌にある、我等調査士結びはかたし、まさに歌詞そのものだと感じました。

3つ目は土地家屋調査士の認知度の低さです。ネガティブな内容となりますのが事実だと思います。これは国民の意識の低さも関わっていると思います。先日、市が道路用地買収のための分筆登記を怠り、地権者が道路部分の固定資産税を何十年も払い続けていたという記事を見ました。もちろん市が悪いのですが、自分の財産管理をしていればすぐに気が付けたことだと感じます。

相続登記の義務化、相続土地国庫帰属制度が施行され、今般、所有者不明土地、空き家問題などメディアに取り上げられており、今後土地家屋調査士の必要性は増していくと思います。私は、仕事以外の外出でもできるだけ名刺を持ち歩いてい

ます。仕事の営業活動も兼ねていますが、まずは土地家屋調査士を知ってもらいたいと思い、地域の集まり、友人との飲み会などでも名刺を配ります。微力ではありますが今後も土地家屋調査士を宣伝していきたいと思います。

最後になりますが、土地家屋調査士になって本当に良かったと思います。コロナ禍も終わり、人と関わりあえることが私は1番です。今後も土地家屋調査士業を楽しんでいきたいと思います。

* * * * *

幽霊たち

白河支部 坂 本 洋 一

30年以上も前の話だが、とても靈感の強い知人がいた。夕方に東京の染井靈園のそばを歩いていた時、私には誰も乗っていないように見える車の運転席に人が座っているというのである。私には昔から靈感がまるでない。お化けや幽霊を見た事がない。一度くらい見るのも勉強になって良いのではないかと思ってはいるのだが、現場で蛇を見て腰を抜かす事はあっても夜道でお化けや幽霊を見る機会はなぜか訪れない。染井靈園のすぐそばには東海道四谷怪談の主人公お岩さんや芥川龍之介の墓があり、靈感の強い人にはいろいろ見えるらしい。

福島地方法務局白河支局の北側に、小峰城本丸の東にあたる「鎮護神山」という場所があり、長い石の階段を上っていくと「戊辰薩摩戦死者墓」という看板が出ている。「戊辰戦争において各地で戦死し、白河の松並や本町の長寿院、あるいは三春町・いわき市平にあった薩摩藩士の墓を、大正4年（1915）に合葬して建てたものである。台石には各藩士の氏名や戦死場所・所属隊名が刻まれている」という説明書きがあるのだが、32歳の時にチェコ共和国の首都プラハのユダヤ人墓地を見学に行った時、強制収容所で犠牲になったユダヤ人の名前がシナゴーグの壁に沢山書かれていたのを思い出す。測量士Kが不条理な世界に投げ込まれる『城』を生み出した、ユダヤ系ドイツ語作家フランツ・カフカの生家の近くである。

ところで、4月に司法書士会白河支部総会に来賓として呼ばれ、挨拶をする機会があった。その一部を引用する。

「ここで少しばかり昔話をさせて下さい。私は大正生まれの伯父がいました。戦時中、南方戦線に向かう途中、米軍に攻撃され、海に投げ出されます。東シナ海を漂流し、最後は自力で泳いで台湾に流れ着いたそうです。(中略) 戦時に測量に触れ、(中略) 復員後に測量士を取得したのを皮切りに、独学で関連資格を次々に取得します。昭和30年代に須賀川で司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所を開業し、妻の弟である私の父を補助者にして仕事を伸ばします。福島県司法書士会会長を一期務め、30年近く前に75歳で亡くなりました。大野と言います。あの時、大野が東シナ海で命を落としていれば、私が今こうして皆様の前でお話しする機会は訪れなかっただと思います。様々な事情から、生前の大野と話す機会は殆どありませんでした。しかし、死者が雄弁に物を語る事もあります。様々な巡り合わせに感謝しつつ、一人ひとりの命が理不尽に失われる事のない、矛盾や抑圧を少しでも減らせるような社会を創るために、法務行政との関わりを通じて皆様と

共に貢献出来ればと思います。」

平成元年発行の福島県土地家屋調査士会会員名簿を見ると、大野は本会の広報部長を務めたらしい。強面の仏頂面は広報には不適任だと思うのだが、司法書士会の会長を務めた大野がなぜ晩年に本会の広報部長を引き受けたのか、彼ならではの意図があったような気もする。今となっては何も分からぬ。

この数日後、4月30日にアメリカの小説家ポール・オースターが亡くなった。享年77歳。ベルルーシやポーランドに起源を持つユダヤ系作家であり、『幽霊たち』の作者である。お化けの話ではなく、安部公房の『燃え尽きた地図』を連想させるような失踪を巡るメタ・ミステリーだが、とても薄い新潮文庫で、柴田元幸の訳文も平易である。オースターもまたカフカの後継者だろう。そういうえば、2024年は安部公房の生誕百年、ブルックナーの生誕二百年の年もある。

姿が見えるかどうかはともかく、誰もがやがては幽霊になる。夏の夜に一度くらい幽霊に会い、ブルックナーの交響曲を聴きながらいろいろ話してみたいものである。幽霊は人間のOBやOGである。

隨筆

充実した休日

福島支部 田原心也

友人と過ごした休日について書きたいと思います。朝はゆっくり9時ごろに起床します。この日は前から友人と会う約束をしていて、お互い朝が苦手なので集合はお昼くらいにしようと話をしていました。お昼に集合とはいっても今回の待ち合わせ場所は宮城県の亘理町ですのであまりのんびりはしていられません。ダラダラしたい気持ちを我慢して早々に身支度をすませ9時半には家を出ます。福島市内から亘理町までは車で片道1時間20分ほ

どのちょっとしたドライブです。コンビニで飲み物を調達して好きな曲を聴きながら愛車のジムニーシエラを運転しているだけでも楽しい時間です。

道も空いており予定通り友人と合流できたのでは昼食にします。亘理には友人行きつけの立ち食い蕎麦屋があるとのことで連れて行ってもらいました。蕎麦とうどんはどれも500円以下でリーズナブル。私はかき揚げ蕎麦とミニカレーセット(600円)にしました。手頃な価格で味も美味しいので通いたくなるのも納得です。

軽く腹ごしらえをしたところで本日の目的の一つである、鳥の海公園のスケートボードパークに行きました。このパークは令和5年7月に完成し

たばかりの屋外コンクリートパークで、誰でも無料で利用することができます。友人とは中学生の頃からの付き合い、最近は一緒にパーク巡りをしています。

近年ではスケートボードがオリンピック競技になった影響もあってか、パークの数もそこで練習する子供も増えたなと感じます。自分が始めたころは練習できる施設も少なく公園や駐車場を転々しながら遊んでいて、騒音苦情で通報されるなんてこともありましたので、しっかりと練習できる環境があるのはいいことだなと思います。



そんなことを考えながらも気がつけば2時間動きっぱなしで汗だくのヘトヘトです。いつもならこのままシャツだけ着替えて帰るところですが、この公園の良いところはなんと言ってもすぐ隣に天然温泉があるところで、限界まで追い込んだ体を温泉で癒すことができます。特に露天風呂からの眺めが最高で5階建ての高さから海を一望することができます。ただ、外に設置されている柵が透明で地上の駐車場から丸見えなのでは?とも思いますが、地元の叔父様方は気にせずに堂々と仁王立ちしており実に漢らしいと思いました。

温泉で体を癒したあとは、風呂上がりのコーヒー牛乳をグイっと飲んで次の予定に移ります。友人宅でのBBQです。食材をスーパーでさくっと買って、家から持参したテーブル、椅子、コンロを用意して、炭に火をつけながらまずはビール。この瞬間のビールが一番うまい。これが今日のメインと言っても過言ではないです。炭を待つまでの間ラジコンをしたりモルックで遊ぶのもBBQの醍醐味ですね。その後は他愛もない話をしながらお肉をつまんで暗くなるまで楽しい時間を過ごしました。この日は友人宅に泊まらせて

らったのでまだ夜は長いのですが、その話は割愛します。

久しぶりに充実した休日を過ごすことができたので書かせていただきました。

* * * * *

令和6年度東北青調会交流会

いわき支部 古川造吾

福島青年土地家屋調査士会会長の古川造吾と申します。

調査士登録して8年、第14代の会長を務めさせていただいております。

当会は調査士業務の研鑽及び会員相互の親睦、各種研修会への参加を目的として平成21年に発足し、諸先輩方が様々な企画運営をして組織を大きくして下さり、会員が増え現在は総勢75名となり、大人数の組織となりました。

さて、6月29日に郡山市の橋地域公民館にて、東北地区の青年土地家屋調査士会交流会を開催しました。

東北には山形を除く5県で青年土地家屋調査士会があり、5年に一度、地元福島で交流会を開催しております。

コロナ禍により中止した年もありましたが、一昨年より岩手会、昨年は宮城会で交流会を開催しており、私も現地にて参加して参りました。

2年連続でボウリング大会が開催され、合計スコアにより表彰式もあり大変盛り上がったのですが、今年は何か変わった競技で皆様に楽しんでもらおうと、役員皆でアイデアを出し合いました。

まずは開催場所ですが、北は青森から、県内は会津やいわきからの会員も参加する予定でしたので、集まりやすい場所ということで郡山にさせて頂きました。

次に天候の問題がある為、室内で出来る競技とし、最後に怪我の無い体力的な力量の差があまり出ないものが望ましいと考えました。

結果我々が開催した競技は『ボッチャ』となりました。

聞いたことがありますでしょうか、現在はパラリンピックの正式競技となっており、大きな力やフィジカルコンタクトも無く、それでいて戦略性に富んだスポーツとなっております。

最初にジャックボールという白い球を投げ、その後は赤青それぞれのボールを投げ合い、全て投げ終わった後に白い球に近い色の球があるチームが勝利となります。カーリングを思い浮かべるとイメージが近いかもしれません。

役員で練習会をしましたが、ルールはすぐに理解でき、かつ奥深いスポーツであると感じました。激しい動きのあるスポーツでは無いので、女性でも参加しやすい為、交流会に向いていると感じました。

開催にあたり景品を選定する際、普段は福島の名産品を選ぶところですが、今年一月に能登半島地震があり、被災支援したいという思いから景品は能登の名産品にし、被災支援ということで当日は募金箱も設置しました。

県外では青森から宮城まで17名が参加し、県内は役員含め18名参加の合計35名が参加することとなりました。

当日は集会室を朝から貸し切り、ボッチャコートを3面設置、7チームのトーナメント表を作成しました。

参加者には全員くじを引いてもらい、所属会関係無しのランダムメンバーにてチームを編成して貰いました。はじめましての方々も直ぐに打ち解け、和やかな雰囲気でゲームをして貰いました。

当日参加した方の中にボッチャ経験者は一人も居ませんでしたが、試合が進むにつれ皆白熱して試合に臨み、決勝戦は他の全員が注目する中、一投ごとに歓声が上がる等大盛り上がりとなりました。

試合が終り表彰式及び景品の贈呈や記念撮影をして、無事に怪我なく交流会を締めくくることが出来、参加者の皆様も満足してもらえたのではと思っております。

また、夕方からは駅前の居酒屋を貸し切り、懇親会を開催しました。

他県の方はほぼ全員参加し、当交流会が県の境を超えた交流の場であることを改めて感じました。

懇親会では恒例となっております、他会からの日本酒も振舞われ、地元福島からはいわきの又兵衛、古殿町の一歩己、会津若松の会津娘を差し入れさせていただきました。他県の方との交流に一役買っていたと思われます。

交流会開催場所は東北5県を時計回りに持ち回りで開催しており、来年は秋田開催が予定されています。

また、後日会員にはご案内を致しますが、青森会が今年、青調会発足10周年とのことで山野内会長が11月16日(土)に記念式典を開催するとのご案内がありました。

現在青調会に加入されている方は、是非交流会や研修会に参加して、他支部や他県の皆様と交流し、親睦を深めていただければと思います。

また入会を検討されている方がいらっしゃいましたら、私が近くの青調会会員にご連絡頂ければ



と思います。

青年土地家屋調査士会という名称ではあります
が、入会される方の調査士会入会年数の制限や、
年齢制限は御座いません。

土地家屋調査士という仕事は専門性が高く、相
談できる仲間が増えることは何よりの財産だと
思っています。

皆様是非ご入会いただき、親睦を深めてまいり
ましょう。

* * * * *

おかえり ただいま ほくらの ふるさとまつり

相双支部 名 取 俊 光

～おかえり ただいま ほくらの ふるさとまつり～
これは、南相馬市にて毎年のように開催されて
いる【騎馬武者ロックフェス】のメインテーマで
す。

騎馬武者ロックフェスは、福島県南相馬市で開
催する野外ロックフェスです。東日本大震災と福
島第一原子力発電所事故によって故郷を離れた人
たちが、年に一度でも帰って来るきっかけにした
い、そして南相馬市のマイナスイメージを音楽
フェスティバルによって払拭したいという思いか
ら、2014年より開催をスタートしました。

当初は相馬野馬追の祭場地である「雲雀ヶ原祭
場地」にて開催され、私もアマチュア枠で出演し
ていました。現在は馬術競技場の「馬事公苑」に
て開催され、出演はほぼプロアーティストが占め
ており、私は裏方にまわっております。

会場のあちこちに野馬追を彷彿させる展示がな
され、乗馬体験もでき、野馬追や馬事文化が随所
に感じられるのがこのイベントの大きな特徴であ
り、またアットホームなフェスと評判です。

更に他のイベントと違う大きな特徴は、メイン
テーマの実践方法です。

開場すると、大勢のスタッフが『おかえり～』
とハイタッチで出迎えてくれます。

それに対し入場者は、『ただいま～』とハイ

タッチを返しながら入場します。

ここがふるさとの方も、地元以外の方も、初め
ての来場者も、みんな『ただいま～』と入場しま
す。

この会場に踏み入れた瞬間から、ここが『ふる
さと』になるのです。

『ふるさと』とは何でしょうか。

一般的には、生まれ育った土地という事になる
でしょう。

毎年のように来てくれるお客様やボラン
ティアスタッフに聞いてみました。

「ここ『も』ふるさと。」

ふるさととは、心を寄せる地域、という事で
しょうか。

ならばふるさとは、いくつあっても良いでしょ
う。

皆様も、もう一つ「ふるさと」を増やしてみま
せんか？

実行委員会からのメッセージで締めます。

『2014年の開催から丸10年を迎える節目の年も、
たくさんの「ただいま」を、とびきりの「おかえ
り」でお迎えできるよう、準備を進めてまいりま
す。騎馬武者ロックフェス2024でお会いしましょ
う!!』

KIBAMUSYA ROCK FES '24

2024.10.05 (sat) 南相馬市馬事公苑

福島県南相馬市原町区片倉字畦原 4-1

(引用元：騎馬武者ロックフェス公式HP

<https://kibamusha-rock-fes.com/index.html>)



新人調査士紹介



いわき支部 佐久間 洋 希
(さくま ひろき)

令和6年4月にいわき支部に入会させて頂きました佐久間洋希と申します。

土地家屋調査士を目指したきっかけは、持病のクローアン病で手術をした時に、自分のペースで仕事をして病気と上手く付き合っていくには独立するしかないと思ったからです。それまで勉強嫌いだった私にとって仕事をしながらの勉強は想像以上にハードでしたが、合格するまでの数年間の努力は自分を変えたと確信しています。

令和4年度試験合格を機に10年弱勤めていた測量会社を退社し、いわき支部の猪狩悟之先生の元で補助者として勉強させて頂きました。今は自分の甘さ、未熟さを痛感し不安ばかりですが、土地家屋調査士の使命と職責を意識して業務に励み、日々自己研鑽に努め、研修や先輩方からの学び等一つ一つの学びの機会を大切にし、少しでも諸先輩方に近づけるよう精進して参ります。どうかご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

* * * * *



いわき支部 山 田 善 雄
(やまだ よしお)

令和6年4月にいわき支部に入会した山田善雄と申します。

土地家屋調査士の業務には、長く測量・設計の業務に関わりを持ってきたため興味を持ちました。

土地家屋調査士の業務は人とかかわることが多

く、信頼関係を築きながら行っていくものであると思います。自分自身も諸先輩方のように専門家として信頼され多くの方と良い関係を築き上げられ続けられるよう、幅広い知識と経験を積んでいろいろな案件に対応できるよう成長していくべきと考えております。

これからどうぞよろしくお願いします。

* * * * *



郡山支部 國 分 欣 也
(こくぶん きんや)

令和6年5月に郡山支部に入会いたしました國分欣也と申します。

今まで父が経営する測量会社で、公共工事や開発行為に伴う測量・設計業務に従事しておりました。

現在は、調査士事務所を開業すると同時に、測量会社も引き継ぐこととなり、調査士業と測量業を両立して行かなければならない立場となりました。

しかしながら、調査士の実務を行う上では、まだまだ知識も経験も不足しておりますので、調査士会の先輩方からのご指導ご鞭撻をいただきながら、自己研鑽に励み、品位ある調査士として成長していくべきだと思っております。

未熟者ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

Information

今後の予定

- 11月27日 第2回業務研修会
 11月 6日 地上絵プロジェクト
 11月 あなたと家族をつなぐ相続登記説明会・無料相談会（仮）
 ※予定は変更になる場合があります。

会員異動 ※敬称略

○入会○

- 令和6年4月1日 佐久間洋希（いわき支部）
 令和6年4月10日 山田 善雄（いわき支部）
 令和6年5月10日 國分 欣也（郡山支部）

●退会●

- 令和6年2月29日 渡邊 敏明（福島支部）
 令和6年3月29日 佐藤 正之（会津支部）
 令和6年4月30日 佐藤 憲和（福島支部）
 令和6年6月27日 増子 國一（郡山支部）

(リレー企画) 土地家屋調査士のわんぱく現場メシ紹介のコーナー

会報誌のスキマを埋めてみようとの新企画です。
 会津若松市内、福島地方法務局若松支局から西の竹田総合病院のほうに向かって車で約2分のところにある「わいわい丸」さんです。



外観



ミニ肉汁うどんとトンテキ丼

値段もお手頃価格で、ボリュームもばっちり。おすすめは、ミニ肉汁うどんとトンテキ丼。定休日は水曜日みたいですが、ご確認ください。

店舗情報

『わいわい丸』

住 所：福島県会津若松市山鹿町 6-67

T E L : 0242-93-9366

Instagram/@waiwaimaru

※営業日はInstagramに掲載されています。

次回は、郡山支部 菊田圭輔くん、よろしくお願ひします！



渡部 宏
(会津支部)

編集後記

厳しい暑さが続いていますが、皆様お元気でしょうか？

私はビーチバレーボールの大会（監督）で秋田県で執筆をしております。こちらの暑さも厳しく選手達の体調が心配でしたが順調に勝ち星を重ね9月に開催される佐賀国体の出場権を獲得しました。これから定期的に練習に励む日々ですが仕事、プライベートどちらも楽しみながら過ごしていければと思います。

まだまだ暑い日が続くと思いますが会員の皆様も土地家屋調査士業務の現場作業で熱中症にならないよう、お身体にはお気をつけてお過ごしいただければと思います。

広報部長 加藤修吾



令和6年度ラジオCM収録風景

日時：令和6年7月11日(木) 場所：エフエム福島

(写真左から) エフエム福島 矢野真未様、

加藤広報部長、菅野広報部理事

会報ふくしま No.88 (夏号)

発行日 令和6年8月19日

発行者 会長 土 井 將 照

発行元 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL : 024-534-7829

FAX : 024-535-7617

E-mail : info@fksimaty.or.jp

印 刷 株式会社 阿部紙工

* * * * *

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行っております。
ぜひご利用ください。

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等
に保管中に盗難にあった。



等

●個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度):31,300円

動産総合保険(個別加入):83,820円

約63%
割安!

●免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10
土地家屋調査士会館6F
TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03(3259)6692